

昭和二十五年十二月八日受領
答弁第一二四号

(質問の一二四)

内閣衆質第一二四号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員竹村奈良一君提出町村農地委員会不法、不正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹村奈良一君提出町村農地委員会の不法、不正に関する質問に対する答弁書

一 政府は、町村農地委員会に対しては、各都道府県とともに不法、不正行為のないよう嚴重なる指導監督をしており、もし、不法、不正行為が認められる場合においては、その取消、変更等必要なる指導勧告を行い、公正な農地委員会の運営を図りたい。なお、必要なる指導勧告を行つても公正なる農地委員会の運営を行わないような農地委員会については、上級庁による権限代行、農地委員会の解散命令等の措置もとるつもりである。

二 茨城県鹿島郡大同村農地委員会については、時間的に調査ができなかつたが、調査の上不法、不正があれば右方針で措置致したい。

右答弁する。